

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年10月5日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和3年10月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 横田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斎
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第4条第1項8号の規定による届出

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員はございません。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村なつ枝委員、黒宮喜代子委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせて頂きます。本件につきましては、申請は■■■m²で申請件数が■件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■の■筆で地目は■、地籍は■m²、譲渡人は、■■■の■、譲受人は■■■

で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和3年10月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が [] で [] m²、貸付地が [] で [] m²となっています。

次に2ページ、1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物について、1番は、作付作物は [] で [] が [] m²です。

機械の所有状況は、1番は [] 台です。

農作業に従事する者としては、1番は [] 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、[] の [] 名で農作業経験もあり、申請地までの距離は [] 以内で移動時間は約 [] 分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

1番については、農作業に従事する者の氏名は：[] 歳、主たる職業：[]、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数：[] 日、[] 歳、主たる職業：[]、権利取得者との関係：[]、農作業への年間従事日数は [] 日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は [] m²です。

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況の特例事項ですが、取得後の面積が50aに達していないですが、特例事項に該当するものとなります。4ページで、本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する者である。としています。今回の所有権移

転については、隣接地の所有者が一体利用するための取得になりますのでこれに該当します。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地に被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「農業の維持発展に関する話し合い活動に参加します。農道、水路、ため池等の共同利用施設の決めを遵守します。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページ「議案第2号 非農地証明願について」説明をさせて頂きます。

本件の申請地は、■、■ m²の総数■筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

5ページの 1 番については、■、地目 ■、地積 ■ m²であります。土地の所有者は ■ の ■ 、利用状況は ■ となります。申請地につきましては、申請者の祖父と父が、昭和37年から ■

■として使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、固定資産課税証明書であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」説明をさせて頂きます。利用権の設定に係るもの貸付人■戸、借受人■戸の、筆数が■筆で、面積は■ m²です。

8ページの農用地利用集積計画の、整理番号1番から5番についてまとめて説明します。利用権の設定を受ける者は ■ 、地目は ■ 、作物は ■ 、新規の賃借権で、借賃の支払方法は ■

■です。利用権の設定を行うもの、面積、設定期間等は、一覧表と、9ページから14ページの各筆表に記載がありますので後ほどご確認をお願いします。続いて整理番号6番ですが、利用権の設定を行う者は ■ 、利用権の設定を受ける者が ■ 、面積が ■ m²の ■ 筆、再設定の賃借権で

す。利用権等の存続期間は■年間で、借賃の支払方法は■
■です。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させて頂きます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

[休会 午後7時11分]
(申請書回覧)

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時17分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤 久志委員」のご意見をお願いします。

伊藤久志委員 諾受人が受けするのが最適だと判断しました。

議長 次に農業委員の「黒宮 喜代子委員」のご意見をお願いします。

黒宮喜代子委員 隣接地の方による所有権移転であり問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 それでは採決に入れます。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
続きまして「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。
- 議長 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議長 ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 次に事項4の報告事項に移ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
以上1報告事項を事務局事務局の説明を求めます。
- 事務局 事項書16ページをご覧ください。「報告第1号 農地法第4条第1項第8号

の規定による届出について」説明をさせて頂きます。本件については[]件
[]m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、2a未満の農業用倉庫であることから届出を受理しました。

17ページの番号1番について、届出人は[]です。
届出地は平成11年に申請者の父が農業用倉庫を建築し使用され農地法の手続きがこれまでされてきませんでしたが、[]手続きの際に農地法の手続きがされていないことが判明しこの度の届出となったものであり始末書も添付されております。

書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。
受理年月日は令和3年9月22日です。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは報告第1号について、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時22分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員